

必要書類

対象者	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票または事業主の支払証明書など
事業所得者・不動産所得者	収支内訳書
医療費控除のある方	医療費控除の明細書または医療費通知、保険などで補てんされた金額の明細書・証明書
セルフメディケーション税制控除のある方	セルフメディケーション税制の明細書、健康維持の取り組みを行ったことを明らかにする書類(定期健康診断の結果通知書など)※医薬品購入の領収書の添付は不要です。
社会保険料控除のある方	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
生命保険料・地震保険料控除のある方	契約している保険会社から発行された控除証明書 ※地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を含みます。
寄附金税額控除のある方	都道府県・市区町村・共同募金会・日本赤十字社などの領収書など
障害者控除を受ける方	障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長などが発行する障害者に準ずるなどの認定書

※源泉徴収票や控除証明書などの添付書類は、別紙に貼り付けてください。

※医療費控除とセルフメディケーション税制控除は選択適用のため、重複して控除を受けることはできません。

※郵送で申告書を提出するときには、マイナンバーカード両面の写し、もしくはマイナンバーに関する次の①、②の両方の書類の写しを添付してください。

①番号確認書類…通知カードやマイナンバー記載の住民票の写しなど

②本人確認書類…運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など

窓口受付について

記載指導を受ける方は窓口で受付します。**はんこ、マイナンバーカード**(マイナンバーカードをお持ちでない方は、上の①、②の両方の書類)、**必要書類**を持参し、ご来庁ください。収支内訳書や医療費控除の明細書などの必要書類は、あらかじめ作成をお願いします。なお、窓口の混雑を緩和するため、今年度から**予約者優先受付**を実施します。詳しくは、次の内容をご確認ください。

◇市役所課税課(本庁舎2階)

2月16日(火)～3月15日(月)

午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

※土日・祝日を除きますが、2月21日(日)、28日(日)は受け付けます。

◇窓口受付の申告相談予約(電話のみ)

午前8時30分～午後5時15分

申告希望日	電話予約期間(土日・祝日を除く)
2月1日(月)～12日(金)	1月25日(月)～2月10日(水)
2月16日(火)～28日(日)	2月8日(月)～26日(金)
3月1日(月)～15日(月)	2月22日(月)～3月11日(木)

※当日の受付状況により、案内時間が前後する場合があります。

◇臨時受付会場

午前9時～11時30分、午後1時～4時

受付日	受付会場
2月1日(月)	神立地区コミュニティセンター
2月2日(火)	二中地区公民館
2月3日(水)	三中地区公民館
2月4日(木)	三中地区公民館
2月5日(金)	新治地区公民館
2月8日(月)	新治地区公民館
2月9日(火)	新治地区公民館
2月10日(水)	都和公民館
2月12日(金)	六中地区公民館

※受付会場ごとの対象地域の指定はありません。

※各支所・出張所では、申告受付業務は行っていません。

広告

## 市政のお知らせ

## 市・県民税の申告受付について

問課税課(☎内線2232)



2月から市・県民税の申告受付を開始します。今年度から、前年に市・県民税の申告をした方には、申告受付の案内はがきを郵送します。申告書は本人による記載が原則です。市・県民税の申告をする方は、ホームページの申告書作成システムで申告書を作成し、期限までに提出ください。新年度版のシステムは1月下旬に公開予定となっています。

なお、**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。**ご家庭に印刷環境が無く、市・県民税申告書の送付を希望する方はご連絡ください。

**申告期間**／令和3年2月1日(月)～3月15日(月)

※窓口受付を希望する方は、右ページの窓口受付についてをご覧ください。

**申告の必要な方**／令和3年1月1日に土浦市に住んでいた方

※令和2年中に所得がなかった方、失業保険・遺族年金・障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童扶養手当などの受給資格審査の基礎資料になりますので申告してください。

※令和2年中に亡くなった方の市・県民税の申告は必要ありませんが、税務署で「準確定申告」を行う必要がある場合があります。

※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告は必要ありませんが、医療費控除など各種控除を市・県民税に反映させるためには市・県民税の申告が必要となります。

**申告が不要な方**／次のいずれかに該当する方

- ・令和2年分の所得税の確定申告書を税務署へ提出した方、または提出予定の方
- ・収入が年末調整された給与のみの方で、給与支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている方
- ・市内に住んでいる方の税法上の扶養親族になっている方(社会保険の扶養とは別です)
- ・公的年金のみを受給している65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が年間152万円以下の方
- ・公的年金のみを受給している65歳未満(昭和31年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が年間102万円以下の方

**土浦税務署で確定申告する必要がある方**

次に該当する方は、市役所および臨時受付会場では受け付けできませんので、土浦税務署での申告をお願いします。

- ◎土地・建物・株式・先物取引などの譲渡所得のあった方
- ◎住宅借入金等特別控除により所得税の還付を受けようとする方
- ◎雑損控除を受けようとする方
- ◎準確定申告をする方
- ◎過年度分の申告をする方

問土浦税務署(☎822-1100 自動音声案内)

# 広告